

大阪市障がい者施策推進協議会

令和5年度 第2回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議会 議事録

日時：令和6年2月26日（月）

午前10時～午前12時

場所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

開会

（松村障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）17名中13名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

みなさんおはようございます。

今日、いくつかの議論をしなければいけないので、肅々とやらさせていただきますが、お願いがいくつかございます。1つは、今日の議論の1つですが、大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領です。これについて、本日、皆様のご意見を踏まえまして最終案とする予定です。次に、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画につきましては、パブコメもすでに終わっていますので、本日はご報告ということになりますので、よろしく願いいたします。

では、次第にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思いますので、円滑な運営にご協力をよろしく願いいたします。それでは、議題1としまして「令和5年度第2回障がい者差別解消支援協議会の結果について」ということで、事務局より説明をお願いします。

《森企画調整担当課長代理：【資料1について説明】》

北野部会長：

ありがとうございました。

障がい者差別解消支援地域部会は年に2回行っておりますが、皆様からいただいた意見をできるだけ現場につなげていくようにしているつもりでございます。何かご意

見、ご質問がございましたら各委員、どうぞよろしく申し上げます。

特にならなければ、次にいかせていただきます。

次は、議題2「相談窓口における対応状況（令和5年9月～6年1月まで）について」事務局からご説明どうぞよろしく申し上げます。

《森企画調整担当課長代理：【資料2について説明】》

北野部会長：

ありがとうございました。

資料2の15件の相談事例の内容についてご説明いただきました。今回変更した点は、相談者の内訳の項目です。4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されていますので、事業者からの相談が増えるのではないかとということで、相談者の内訳をこれまで「事業者・不明・その他」としていましたが、「事業者」のみ分けることとしました。

何かご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

古田委員お願いします。

古田委員：

みなさんおはようございます。障大連の古田です。

まずケの事案、駅員不在の問題につきましては、後でまた報告させていただきます。前回報告させていただいた案件です。

コの集合住宅のポストの事案ですが、公営住宅かと思いますが、公営住宅で車いす住宅であれば、ポストは当然、下の方に配置していただけたらと思います。

それからセの事案です。レントゲンや検査のときに、車いすを使用している方は対応できないので、他の医療機関へ行くようにと言われてしまう例はよく聞きますので、合理的配慮について、検討いただければと思っています。

次にタの事案です。市営住宅の自治会活動が、住民の高齢化に伴って難しくなっているという問題が背景にありますが、知的障がいのある方や精神障がいのある方は、体が動いて元気に見えたりもしますので、自治会活動をやってくれと言われ、トラブルになるということがあります。

平野区の市営住宅では、何ができないのかということを書き添えに書かされ、その後自死されたという痛ましい事件が数年前に起こっています。

大阪市では、住民向けの啓発チラシを作っていただきました。知的障がい、精神障がい、難病など、見た目は元気そうに見えても、体調が悪く全く動けないときもあるので、そのことを踏まえて合理的配慮をお願いしますという周知チラシを全戸配付していただきました。

このタの事案は、そのチラシを見て連絡があったと伺っています。精神障がいの方は、周りの目を非常に気にされていて、精神障がいがあるということを他人に一切知られたくないという強い思いを持っている方もいます。

障がいがあることを伏せるとなると、障がい者基幹相談支援センターや市の障がい者差別解消の担当は動きにくくなると思うので、都市整備局や住宅管理センターでうまく話を持って行ってもらえないものかと思っています。もちろん、障がい者基幹相談支援センターでは、ご本人に、「ごく一部の人には障がいがあることを伝えてみてはどうか」とお尋ねしていきませんが、あまり追い詰めてしまわないように、慎重に対応すべきであると考えています。

ですので、都市整備局や住宅管理センターには、体調不良ということで住民を説得していただくことが可能なかどうなのかをご検討いただきたいと考えています。

以上です。

北野部会長：

古田委員ありがとうございました。

このタの事例は、本当に難しいです。障害者差別解消法は障がいのある人に対して差別がある場合に機能しますので、障がいということを伏せるとなると法的な根拠がなくなってしまいますので、悩ましいところです。体調不良ということで対応しているのか、他にも例えば区社協が何か対応できることはないのかなど、いろいろ戦略を考えていく必要性を感じます。

この事例は、今現状としてどういったことができるのかということをご検討いただければと思います。

では、その次の議題、『令和5年度の研修・啓発等について』ご報告をお願いいたします

《森企画調整担当課長代理：【資料3について説明】》

北野部会長：

ありがとうございました。

資料3についてご説明いただきましたが、資料2に戻っていただきまして、夕の市営住宅の事案ですが、山本委員に何かご意見をいただけたらと思います。お願いいたします。

山本委員：

山本です。大阪精神障害者連絡会、ぼちぼちクラブのわかちあい電話の方にも、これと同じような相談の電話が継続してかかっています。住宅の班長の順番がきてしまったら、もうその住宅を出ていくしかないと追い詰められてしまう方もいました。その方は相談支援員が入っていましたので、その方に相談してみるのもひとつの手ですよねとお伝えをしました。近隣住民との人間関係が出来ている方で、具体的な病名に踏み込まずに、「ちょっとしんどいんですわ」みたいなことを話して理解してもらえたという方もいます。

また、200円とかお金を払えば、自治会活動、例えばごみ出しとか、ごみ捨て場の掃除などといった役回りをパスすることができるというルールができたけれど、それについてどう思いますかという問い合わせもありました。その方はお金を払うことを罰金という呼び方をしているのは嫌だけれども、それによって自治会活動をパスできるので、自分としてはいいと思っているとおっしゃっていました。

これといった正解はないですが、ちょっと関わりのあった近隣住民の方に「しんどいんやけど」と相談をしていったら、そのうちに何か道が開かれてくるような気がします。

北野部会長：

非常にありがたいご意見をいただきました。近隣住民の誰かと関わりを持って、その方に理解をしてもらおうところから始めたり、罰金ということばはおいといて、お金を払って免除される方法も使ってみるとか、いろいろアイデアをいただきました。

いただいたご意見を踏まえ、今後も検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

では、次の議題に戻ります。

議題3、啓発につきまして、何かみなさん、ご意見ございませんか。

古田委員お願いします。

古田委員：

市営住宅の件ですが、府営住宅でも住民が高齢化しており、これからますます問題が増えるだろうということで、自治会活動を外注できるような仕組みを導入しています。自治会活動にかかる費用を共益費に上積みして、府から業者につなぐというところまでいっています。費用がかかることについては、低所得の方にとっては問題になるかもしれませんが、まあまあいい仕組みかなと思っているところです。

ですが、大阪市では、業者は紹介するけれど、住民自らでお金も集めてやるような仕組みになっているようなので、大阪府のような仕組みが導入できないか、都市整備局とご相談いただきたいと思います。

それから、医療のことで1点お伝えさせていただきます。

コロナ禍もあり、医療機関も大変だったとは思いますが、ごはんの上に薬を振りかけるということが、言語障がいや知的障がいのある方に対して行われていたということが何件か出てきました。

これは障がいのある人の尊厳にかかわる問題だと思っていて、すごいショックを受けて、泣きながら訴える人もおりました、問題提起させていただいたところです。

あと、トーキングエイドという言語障がいのある人が文字のボタンを押すと音声が出るような機械がありますが、これがコロナ禍において、持ち込んではいけないものだとみなされて、取り上げられてしまって、コミュニケーションが取れないような状況に置かれてしまったということも起こりました。これは病院側と話をさせていただき、理解をしてもらいましたが、このようなことも起きています。

他にも、精神障がいのある人や、知的障がいのある人が入院を拒否されるというようなこともあります。特に大きな声を出してしまうような方は断られてしまったり、精神障がいのある人も内科病棟や一般病棟では断られてしまうということがよくあります。また、入院はできるけれども個室でないといけないというようなことも起きています。

いろいろなことが起きていますので、今回、大阪府の医療担当と障がい福祉の担当で啓発チラシを作ってくださいました。医師会や協会に配付され、府のホームページにも載せていただきましたので、大阪市でもホームページに載せていただくとか、市としても周知啓発をしていただけたらと思っています。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございました。

医療のことに關しまして、長谷川委員、知的障がいの方の医療のことで、何かトラブルが起きてしまったり、何かありますでしょうか。

長谷川委員：

長谷川です。

具体的には聞いてはいませんが、やはり知的障がいの方は、付き添いの方が一緒におられますので、待合室で気を遣われる方が多いかなあという気がします。合理的配慮の観点からも、待ち時間をどういうふうに過ごすかであるとか、過ごす場所の確保について、事前に病院側と話し合いをして、スムーズに診察まで進むような形をとっていただくようにしてもらえると大変ありがたいなあと思います。

北野部会長：

はい、ありがとうございました。

住宅の件につきましては、障がいのある方で、公営住宅に住んでいる方は多いと思いますので、その方々をどうサポートしていくかというのは大きなテーマです。そのあたりのことも含めて、これからの取組を考えていきたいと思っております。

では、次の議題は、議題4です。

「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について」です。よろしくをお願いします。

《森企画調整担当課長代理：【資料4について説明】》

北野部会長：

はい、ありがとうございました。何か、ご意見、ご質問等があればよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

潮谷委員：

はい。資料4-1の最終のところの5ページの上から7行目のところの変更ですが、5のところです。委託事業者に対しての対応というところでの変更です。

「対応要領を踏まえ必要な場合に従事者向け研修の実施について盛り込みを努める。」この必要な場合にという文言はいりますでしょうか。必要な場合に努めるものとするというのはかなり弱い表現だと感じます。

森企画調整担当課長代理：

障がい福祉課の森でございます。

「必要な場合に」と付けておく必要がある、適当であるというご意見をいただきましたが、「必要な場合に」というのは付け加えないというのが本市の考えであります。

北野部会長：表現が分かりづらく、すみません。

森企画調整担当課長代理：

はい。「必要な場合に」という文言を付け加えてはどうかというご意見に対しまして、結果的に本市としては、付け加えないという方向でいきたいということでございます。

潮谷委員：申し訳ない。ありがとうございます。

北野部会長：

ちょっとこの書き方がわかりにくかったですね。

では、この内容で改正手続きを進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議題5です。『次期の大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画等の作成、策定』につきまして事務局の方からご説明よろしくお願ひします。

《障がい福祉課長 三浦：【資料5について説明】》

北野部会長：

はい、ありがとうございました。

資料5に基づいて、大阪市のこの計画について、パブリックコメントでいただいた意見について、またそれに関しての修正等についてご説明をいただきました。

これにつきましては、もう基本的には確定している事項でございますが、何か、ご質問等がございましたら、お願ひします。

古田委員：

資料5-2の5ページから6ページにかけて、いくつか防災の関係の意見が出てくるかと思ひます。

他の部会でも言われているかと思ひますが、能登の方でもまた大きな地震がありましたし、また台風や豪雨など、被害が出るのではないか思ひしております。

兵庫県では阪神淡路大震災があつたこともあつて、福祉と防災の連携や取組が進んでいまして、地域住民と障がい福祉と防災の部局が一緒に個別避難計画を作つたりしていますが、大阪市は危機感が弱いと言ひますか、このままだと災害時にとても対応できないだらうと思ひるところです。

防災と福祉とで、どのように連携できるのか、お互いに押し付け合いにならないように、お互い膝を突き合わせて、それぞれの課題や協力し合えるところを話し合えるような協議の場を設けてはいかがかと思えます。災害が起きてしまったら、地域では福祉事業所もみんな協力するということになりますので、災害時を想定して、協議していくような場をまた考えていただけたらと思えます。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございました。

ニュースでも見ましたが、特に発達障がいのある人や知的障がいのある人がとても苦勞していて、避難所にいることができない方もいるようです。

防災の問題は今後大きなテーマだと思いますので、市の方で何かお考えなどありましたらお願いいたします。

三浦福祉局障がい福祉課長：

ご意見、ありがとうございます。

ご指摘していただきました防災と福祉の観点といたしましては、安全・安心の第5章の部分に具体的な取組内容として記載をさせていただいております。

特に個別避難計画作成等を中心に、推進チームというのを立ち上げておりまして、福祉と防災それぞれ同じテーブルについて取組を進めていくということを進めていますが、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

北野部会長：

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではもう1つ、大きな課題があります。その他につきましてご説明をどうぞよろしく申し上げます。

《森企画調整担当課長代理：【資料6について説明】》

北野部会長：

ありがとうございました。

これについて古田委員、どんな形で議論されたのでしょうか。

古田委員：

はい。前回、報告させていただいた後の動きですが、10月31日に大阪市も交えて、大阪メトロとの話し合いの場を持っていただき、その後12月20日にもあらためて話し合いの場を持っていただきました。

今説明いただいたように、2点提案をしています。

まず、インターホンの仕組みですが、この真ん中についています呼び出しボタンですが、小さくてグッと押し込まないといけないものになっています。これがなかなか押しづらいということがありましたので、手のひらで押せるような大きなボタン、また飛び出しているようなボタンに付け替えていただけないかということをご提案させていただきました。

それからその下の黒い部分が読み取りのカメラになっていまして、その左側に小さな箱がついています。ここに少し見えづらいですが、耳のマークのカードが入っています。聴覚障がいのある方は、そのカードを取ってこの台に置くと、それが読み取られて、駅員が来るという流れになっていると聞きましたが、聴覚障がいの人だけでなく、言語障がいのある人、あるいは知的障がいや精神障がいのある人もインターホンを通じてのやり取りが難しい人も多くいますので、コミュニケーションが難しいということを知らせるカードにしてはどうかと提案をしました。

ほかにも、視覚障がいのある人にはこの呼び出しインターホンの場所がわかりづらいという問題があります。音声で案内はされていますが雑踏の中なので、聞き取りにくいということもありますし、点字ブロックを呼び出しインターホンまで敷くことはできないかと尋ねましたが、そうすると改札への点字ブロックと2方向になるので難しいとのことでした。

どうしても機械だけでは無理があると思っています。

今回、8月初旬に1～2週間ほど周知をして、その後8月27日から一斉に24駅で呼び出しインターホンを導入された形になります。周知の期間が短かったということと、駅員の対応で間違っていた部分もあったということについてはお詫びをさせていただきました。これからどんどんこのような駅が増えていくことになると思いますので、呼び出しインターホンの設置を早くして、1～2か月ぐらいはそこを通る人の状況を

よく見て、障がいのある人が滞りなく通れるようになるのを見届けてから、駅員を減らすようにしていただきたいと思っております、これについてご理解いただいたところでは。

以上、ご報告させていただきます。

北野部会長：

ありがとうございました。

山野内委員いかがでしょうか。

山野内委員：

弊社はバス事業でございまして、入社の際にサービス介助士の資格を取るための研修を行い、障がいのある方への対応や、車いすの補助の仕方等、そのようなことをしっかりと学ぶようにさせていただいております。

古田委員がおっしゃるような機会ですべてできるようになるにはもう少し時間がかかると感じてございまして、職員の指導をしっかりとしていきたいと思っております。

北野部会長：

たしか、以前は運転手以外に車掌がいらっしゃったと思いますので、例えば高齢の方が乗車する際は、その車掌がサポートをしていたと記憶しております。今は、車掌はいないので、運転手がすべて動かないといけない状態ということになりますね。ひとりひとりの職員が理解をするということはとても重要ですので、研修等、よろしく願いいたします。

今日は都市交通局も参加いただいておりますので、コメントを頂けますでしょうか。

岡田都市交通局管理担当課長：

都市交通局の管理担当課長 岡田と申します。

今回の件につきまして、皆様にはご協力いただきましてありがとうございます。都市交通局としましては、今後も引き続き大阪メトロに対しまして、大阪市交通局時代から果たしてきた役割と取り組みを踏まえまして、この遠隔案内システムの運用の改善も含めまして、バリアフリー化が一層進むように引き続き働きかけてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

北野部会長：

はい。ひとつよろしくお願いします。

古田委員：

さまざまな障がいの理解が弱いと感じています。

民間事業者の合理的配慮も義務になっていますので、人手がないから無理ということではなく、どのように進めていくかということを主体的に考えていただきたいと思っています。

都市交通局につきましては、引き続き大阪メトロへの働きかけをお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

北野部会長：

はい、ありがとうございました。

視覚、聴覚、肢体不自由、発達、知的、精神など、さまざまな障がいがありますし、例えば視覚障がいでも、全く見えない方や弱視の方、視野が狭い方など、それぞれの状況や、ニーズは異なっていて、合理的配慮も異なってきますので、そういったことも含めて、民間事業者の方々にも理解していただく必要があります。

よろしく願いいたします。

長谷川委員：

大阪市手をつなぐ育成会の長谷川です。

大阪メトロからこちらへ説明をしに来ていただきました。事情を色々とお聞きしましたが、知的障がいのある方は、インターホン越しの会話が難しい人が多いということ、コミュニケーションが苦手で、また、苦手だということを説明できない方も多くいますので、その状況を察知するといいますか、何かあったらとにかく現場に駆けつけてほしいということをお伝えしました。

また、4月は例えば支援学校に入学するとか、事業所に新たに通う人が出てくる時期ですので、4月、5月はそのような時期だということをしっかり心得て対応していただきたいと重ねてお願いをしました。

北野部会長：

長谷川委員、ありがとうございました。

山本委員：

山本です。

私も、長谷川委員と同じで、インターホンでのやり取りがうまくいっていないと感じたらすぐに現場に飛んできてほしいという気持ちを持っています。

精神障がいのある方は、明確に言いたいことが言えなかったり、会話をすることもしんどいという方もいますので、そういった場合はやはり係員の方が近くにいてくれるということが非常に助かります。すぐに来ていただけるよう意識をしていただきたいと思います。

北野部会長：

はい、ありがとうございました。

他の事案のことでも結構です。藤井委員いかがでしょうか。

藤井委員：

ラーメン店の事案に戻りますが、椅子が固定されているから難しいということでした。その事情もよくわかりますし、だからこそ、新しく店舗を作るところに対して何かアプローチができないものかということ強く感じました。そのようなことについてもぜひご検討いただきたいと思います。

北野部会長：

ありがとうございます。

差別を未然に防ぐための周知・啓発についても非常に重要なことになります。引き続き考えていきたいと思えます。

福島委員、いかがでしょうか。

福島委員：

関西大学の福島と申します。

話がすごく戻ってしまいますが、オの事例です。

事業者からの相談ということで、聴覚障がいのある方から手話通訳者を用意して欲しいというご要望があったときに、事業者としてはいろいろ検討して、ただ費用負担等を考慮してお申出通りの対応することが難しいので、代替手段の提案をしているけ

れど、当事者の方が対面での手話通訳者の用意をご希望されていて折り合いがつかないというふうな状況下において、どこまですればよいのか、こういうケースは合理的配慮の不提供に当たるのかというご相談ですが、これを「傾聴」に分類していいのかということが気になります。

また、このような事業者からのご相談に対して、行政としてどういった対応をしていくのかというのは、今後の課題ではないかと思っています。

確かにお答えのように、「合理的配慮の不提供に当たるかどうかは、大阪市の相談窓口が判断することとされていない」という回答で、さしあたってはいいとは思いますが、その上で、このような相談に対して、実際にどこまで行政が関与していくのか、特に聴覚障がいのある方と事業者との間に入ってその話し合いを仲介するような役割をどこまでするのかも含めて、もう少し検討する必要があると思っています。

北野部会長：

福島委員、貴重なご意見ありがとうございました。これから特に事業者からの相談が増えてくると思いますので、その時にしっかり対応できるように検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、最後に議論が終わりましたので辻川副部会長から全体的な感想を含めた総括的な意見をいただきたいと思いますので、辻川委員、よろしくお願いします。

辻川委員：

辻川です。

本日も非常に活発な議論をいただきましてありがとうございます。

不当な差別的取扱いの事案が結構多かったと思います。焼肉店で大きな声を出すから出て行ってもらったというあからさまなもの、あとマンションの管理組合の規定に役員の欠格条項に障がいを入れるとかですね、あきらかな差別事案が、まだこの段階であるのかということに驚いたところです。

大阪市の方では、いろんな取り組みをしていただいて、わかりやすいチラシ、パンフレットとかも作っていただいているし、あと、研修についても積極的に取り組みしていただいて、出前講座とかもしていただいているにもかかわらず、まだあるのかという思いがあります。

4月1日から改正障害者差別解消法が施行されるということで、啓発についてもい

ろいろとやっていただいています、まだまだ世間には広まっていないといいますが、どうしたらいいのかという思いがあります。

いろいろと努力いただいていることについては感謝しているところです。今後どのように進めていけばいいかということについては、引き続き考えていきたいと思えます。

昨年、権利条約でも総括所見ができました。ジュネーブに100名以上の方が、障がいがある方も含めて行ったということで、その権利委員会を動かしたということがあります。障害者差別解消法を広めていくためにはいろいろな声を、当事者の方も含めて声を上げていく必要があるのかなと思えました。

今後も、理解が広まるように、また、障がいの人達が障がいの有無にかかわらず、地域社会で暮らす、差別のない社会になることを目指して、皆様のご協力をいただけたらと思うところです。私からは以上です。

北野部会長：

辻川副部会長、ありがとうございました。

飲食店の事例のお話が出ましたが、道藤委員、何かございますでしょうか。

道藤委員：

道藤です。

我々飲食店としましては、多種多様なお客様相手に、それぞれに合ったサービスや商品を提供するということになります。

一言で「うるさい」と言いますが、子どもが走り回ってうるさいとか、赤ちゃんの泣き声がうるさいとか、さまざまなものがありますし、状況はさまざまですので一概には言えませんが、「共生社会」ということを事業者もお客様も理解をすることが重要であると感じます。

あと、大阪市が作成している啓発チラシですが、例えば今でしたら大阪市プレミアム商品券というのがありますので、そこに記事を書けるとか、みんなが見ているようなものを活用することで、周知も広がっていくと思っています。

北野部会長：

道藤委員、ありがとうございました。いいご意見をいただきました。

では、マイクを事務局にお返しします。

では、マイクをお返しします。

花田福祉局障がい者企画調整担当課長：

大阪市福祉局障がい者企画調整担当課長の花田でございます。

皆様には長い時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、また、貴重なご意見、ご提案、問題提起をいただきました。ありがとうございました。

本日の議題にもありましたが、障がい者差別解消法の改正を目前に控え、この機会をとらえて一層周知啓発に努めて参りたいと考えています。今回のこのチラシは、事業者向けでもありますし、障がいのある方も含めた市民の方にも読んでいただけるようにということで、ある意味、焦点が定まっていないというご指摘もしっかりと受け止め、今後、周知していくにあたりましては、様々な部局と共に連携しながら検討して参りたいと考えております。皆様の方でもお気づきのことがございましたら、ここまでご指摘していただけたらというふうに思っております。

次回の部会は来年度となります。今年の9月ごろを予定しております。みなさま、次回もどうぞよろしくお願いたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

司会：

では、これをもちまして、令和5年度2回大阪市障がい者差別飽き性支援地域協議会を閉会させていただきます。

皆様、本日は誠にありがとうございました。